

取扱事務マニュアル

～家庭から出る粗大ごみの収集を市に依頼する場合、
ごみ1個につき処理券が1枚必要です。～

1. 処理券の販売について

(1) 販売していただく処理券の種類 … **【A券】**のみ 料金は550円(税込)

※**【B券】**の販売所は、「市クリーンセンター」または「市役所環境課」です。

(2) 販売方法

- ①購入希望者に、「領収済通知書(取扱店控)」の〈住所・氏名〉欄に記入してもらいます。
- ②料金受領後、「領収済通知書(取扱店控)」及び「領収書」に領収日付の領収印を押します。
- ③「領収書」のみを切り離して購入者に渡します。裏面が《粗大ごみ処理券》です。

※粗大ごみの収集は、市クリーンセンターに収集の予約が必要です。

※販売枚数に制限はありませんが、1回の収集に出せる粗大ごみは3個までです。

※一度販売した処理券の払い戻し及び再発行はできません。

2. 販売実績の報告について

～市クリーンセンターに直接提出してください。～

(1) 毎月ごとに「八街市粗大ごみ処理券管理簿(様式第2号)」に記入してください。

(2) 6月・9月・12月・3月の末日で締め、3ヶ月毎に次の書類を作成し、原則として『**翌月の5日まで**』に提出してください。提出の際に写しを交付します。

- ①「八街市粗大ごみ処理手数料収納内訳報告書(様式第6号)」
- ②「八街市粗大ごみ処理手数料収納委託手数料請求書(様式第7号)」

※委託手数料請求額は、1枚当たり55円00銭です。

【重要】各書類への押印は、必ず**契約書と同じ印鑑(変更した場合は変更後の印)**を使用してください。

3. 手数料収納額の払込みについて

- (1) **クリーンセンターで3ヶ月毎**の販売実績の報告をしていただくと、「納入通知書」を**即日交付**しますので、当日**クリーンセンターで現金を納付**していただくか、納入期限までに**指定金融機関**へ納付してください。(550円×売り上げ枚数)

4. 委託手数料の支払いについて

手数料収納額の納付を確認した後、口座振込にてお支払いします。(55円00銭×売り上げ枚数)

5. その他

○処理券を販売する前に破損又は汚損した場合について

「八街市粗大ごみ処理券破損兼汚損報告書(様式第3号)」に破損・汚損した処理券を添えてクリーンセンターへ返品してください。

○処理券の納品依頼について

処理券が不足した際は、「八街市粗大ごみ処理券納品依頼書(様式第4号)」により、納品依頼をお願いします。

なお、FAXでも受け付けますが、原本を納品時にお渡しください。1週間以内に納品しますので、納品時に「八街市粗大ごみ処理券受領書(様式第5号)」の提出をお願いします。

○書類の保存期間について

次の書類は、5年間保存してください。

- (1) 八街市粗大ごみ処理券管理簿
- (2) 八街市粗大ごみ処理手数料収納内訳報告書(写)
- (3) 領収証書(3ヶ月ごとの納付時のもの)
- (4) 八街市粗大ごみ処理手数料収納委託手数料請求書(写)
- (5) 八街市粗大ごみ処理手数料領収済通知書(取扱店控)

〈問い合わせ先〉

内 容	連 絡 先	電話番号(043)
八街市粗大ごみ処理手数料収納委託業務に関すること	八街市クリーンセンター	443-6937(直)
粗大ごみの収集・予約、委託手数料の払い込みに関すること	(八街市用草500番地)	443-1738(FAX)